

令和7年3月

宮古地区広域行政組合議員全員協議会会議録

令和7年 3月24日 開会

令和7年 3月24日 閉会

宮古地区広域行政組合

令和 7 年 3 月 宮古地区広域行政組合議員全員協議会

令和 7 年 3 月 2 4 日（月曜日）

午後 1 時 3 0 分開議

議事日程

1 報告事項

(1) 議会運営委員会審議結果の報告について

2 説明事項

(1) 令和 7 年度宮古地区広域行政組合一般会計予算

(2) 令和 6 年度宮古地区広域行政組合一般会計補正予算（第 2 号）

(3) 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について

(4) 宮古地区広域行政組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正について

(5) 宮古地区広域行政組合職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

3 その他

出席議員（13名）

1番	三田地	久志君	2番	田中	尚君
3番	畠山	和英君	4番	昆	清君
5番	伊藤	清君	6番	高橋	秀正君
7番	千葉	泰彦君	8番	工藤	求君
9番	長門	孝則君	10番	佐藤	克典君
11番	横田	龍寿君	12番	上村	浩司君
13番	木村	誠君			

欠席議員（0名）

説明のための出席者

事務局 長	菊池	敦君
総務課 長	川原	栄司君
施設課 長	田中	晋君
副主幹兼計画衛生係長	佐々木	俊一君
副主幹兼施設管理係長	前川	達也君
副主幹	石田	知丈君
消防 長	畠山	毅君
消防次長兼総務課長	山内	基嗣君
消防課 長	石田	康典君
指令課 長	内田	信也君
消防課 主幹	佐々木	規雄君
総務課長補佐	盛合	和也君
総務課長補佐兼庶務係長	中嶋	繁規君
消防課長補佐	山根	勲君
指令課長補佐兼管理係長	広田	政彦君

議会事務局出席者

書	記	関口	憲史
書	記	山崎	斗夢

◎開 会

- 議長（木村 誠君） ただいまの出席議員は13名であります。定足数に達しましたので、これより議員全員協議会を開会いたします。

◎議会運営委員会審議結果の報告について

- 議長（木村 誠君） 先ほど議会運営委員会が終わりましたので、議会運営委員長に審議結果の報告を求めます。

伊藤議会運営委員長。

- 議会運営委員長（伊藤 清君） それでは、議会運営委員会での審議結果をご報告いたします。

議事日程でございますが、初めに議長が開会宣言を行います。

次に、諸報告で、監査委員からの令和6年度定期監査及び令和6年度例月現金出納検査の結果について、その写しの配付をもって報告とするものです。

日程第1の会議録署名議員の指名につきましては、会議録署名議員を2名、議長から指名していただきます。今回は5番伊藤清議員、6番高橋秀正議員にお願いいたします。

日程第2の会期の決定につきましては、会期は3月24日の1日間ということで本会議に諮って会期を決定いたします。

日程第3の一般質問は、11番の横田龍寿議員よりありましたので、議長の許可を得て一般質問を行います。

日程第4の報告第1号 公用車の事故に関する専決処分につきましては、消防本部において発生した公用車の事故について、消防長より報告があります。

日程第5の施策大綱説明は、議長の許可を得て説明いたします。

日程第6で、議案第1号 令和7年度宮古地区広域行政組合一般会計予算を議題といたします。

日程第7で、議案第2号 令和7年度宮古地区広域行政組合一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

日程第8で、議案第3号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を議題といたします。

日程第9で、議案第4号 宮古地区広域行政組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

日程第10で、議案第5号 宮古地区広域行政組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

以上が、議会運営委員会の審議結果でございます。

- 議長（木村 誠君） 議会運営委員長の報告がありました。これについて何かご質問ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（木村 誠君） これについてはよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

◎令和7年度宮古地区広域行政組合一般会計予算

○議長（木村 誠君） 次に、説明事項の令和7年度宮古地区広域行政組合一般会計予算について事務局の説明を求めます。

川原総務課長。

○総務課長（川原栄司君） それでは、令和7年度予算案の概要について説明させていただきます。

すみません、座って説明させていただきます。

資料のほうはナンバー1、こちらをご準備いただきまして、ナンバー1の1ページのほうをお開きいただきたいと思います。

まず、1の予算規模でございますが、令和7年度は40億9,900万2,000円で、前年度比較で2億6,598万2,000円、率で6.9%の増額となっております。

2の主な増額の項目でございますけれども、1として総務費は前年度と比較しまして給与改定等により人件費が742万9,000円の増額、それから、制度拡充により扶助費、児童手当ですが69万円の増額、支出科目の取りまとめ、見直しによりまして庁内LANシステムの使用料及び賃借料が382万円の増額、それから、派遣職員の人事異動によりまして負担金補助及び交付金が96万8,000円の増額となっております。

②の消防費でございますが、常備消防費では、給与改定等による人件費が前年度比較で6,443万3,000円の増額、それから、制度拡充による扶助費、児童手当が942万円の増額、消防施設費では、いわて消防指令センター総合整備事業の工事及び管理業務に係る負担金が4億5,725万5,000円の増額となっております。

2ページをお開きいただきたいと思います。

3の主な新規項目でございます。

①として衛生費では、埋立処分事業に係るホイールローダーの老朽化による更新で2,820万円を計上しております。

②消防費は、宮古、山田、岩泉消防署及び田野畑分署の防災行政情報通信ネットワーク整備事業負担金、宮古、山田、岩泉消防署の衛星電話購入、それから、川井分署の庁舎改修工事实施設計業務委託等これらの事業合計で1,110万円を計上しております。

次に、歳出の予算の主な内容についてご説明いたしますので、8ページ、9ページのほうをお開きいただきたいと思います。

まず、1款議会費248万6,000円は、議会運営に要する経費でございます。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費1億278万7,000円は、人件費のほか事務局の業務執行全般に要する経費でございます。前年度と比較しまして1,321万1,000円の増額は、先ほど主な増額の項目で説明しましたが、給与改定等による人件費の増、そのほか扶助費、児童手当、使用料及び賃借料、負担金補助及び交付金の増額が主な理由でございます。

2目の公平委員会から3款衛生費、1項保健衛生費、1目環境衛生費までは、事務費及び管理運営費の計上でございます。

3 款衛生費、2 項清掃費、1 目清掃総務費 1 億9,038万2,000円は、ごみ収集運搬に要する経費でございます。前年度比較で243万2,000円の増額で、主な増額の理由は、構成町村の収集運搬の設計見直しによる委託料の増でございます。

2 目焼却施設費 4 億4,198万2,000円は、宮古清掃センターの管理運営に要する経費でございます。前年度比較で3,615万9,000円の減額は、施設整備計画に基づく減額及び年度調整費の減によります光熱水費の減が主な理由となっております。

3 目埋立処分地施設費でございますが、通常の埋立処分地施設費と新規最終処分場建設事業費と事業を2つに分けてございます。

まず、埋立処分地施設費の 1 億7,554万3,000円は、最終処分場の管理運営に要する経費でございます。前年度比較で2,772万2,000円の増額の主な理由は、施設整備計画上の経費の増額及び最終処分場運転管理委託料の増額でございます。

次に、新規最終処分場の建設事業費2,640万円は、新規最終処分場の建設に要する経費でございます。令和6年、7年度の2か年で実施している実施設計書作成等業務委託で業務料により前年度に比べ1,554万円の減額となっております。

4 目し尿処理施設費 2 億4,318万1,000円は、し尿処理施設の管理運営に要する経費でございます。前年度比較しまして3,873万5,000円の減額は、組織体制の見直し等による人件費の減、施設整備計画に基づく事業料の減、光熱水費の減が主な理由でございます。

5 目汚泥混焼施設1,063万1,000円は、汚泥混焼施設の管理運営に要する経費でございます。修繕対象箇所が減により前年度と比較しまして200万1,000円の減額となっております。

6 目リサイクル施設費 1 億1,067万4,000円は、リサイクルセンターの管理運営に要する経費でございます。前年度比較で770万9,000円の増額は、給与改定等による人件費の増が主な理由でございます。

以上、3 款衛生費全体では11億9,880万7,000円、前年度比較で5,457万1,000円の減となっております。

続きまして、4 款の消防費でございます。

4 款消防費、1 項消防費、1 目常備消防費19億7,612万4,000円は、消防職員の人件費及び消防救急業務等に要する経費でございます。前年度比較で7,253万3,000円の増額は、職員の給与改定等による人件費、制度拡充による扶助費、児童手当の増が主な理由でございます。

2 目消防施設費 7 億9,605万5,000円は、消防施設の整備に要する経費でございます。前年度比較で 2 億3,475万5,000円の増額は、いわて消防指令センター総合整備事業負担金、防災行政情報通信ネットワーク工事整備事業負担金等の増が主な理由でございます。

なお、令和7年度予算案に計上しております消防施設費の詳細につきましては、10ページのほうに別紙にて記載をしておりますので、そちらは後ほどご参照いただければと思います。

以上、4 款消防費全体では27億7,217万9,000円で前年度比較で 3 億728万8,000円の増となっております。

5 款災害復旧費は整理科目でございます。

6 款公債費、1 項公債費、1 目元金1,199万9,000円は、ごみ焼却施設及びリサイクル施設に係る長期債元金償還金を計上するもので、2 目の利子30万2,000円は、長期債償還金利子及び一時借入金金利子を計上するものでございます。

7 款予備費は、前年度と同額の1,000万円を計上するものでございます。

続きまして、歳入予算の主な内容について説明させていただきますので、6 ページ、7 ページのほうをお開きいただきたいと思います。

1 款分担金及び負担金は、組合負担金40億643万円を計上するもので、前年度比較で2 億6,443万4,000円の増でございます。

ここで、市町村負担金の概要について説明させていただきますので、飛びまして11 ページ、12 ページのほうをご覧くださいと思います。

11 ページ、12 ページが市町村負担金の概要です。総務部門、衛生部門、消防部門と3 つに分けて、主な増減理由を記載しているものとなっております。

市町村負担金は、規約に基づきまして、負担経費ごとの市町村の負担割合で算定をしております。

まず、総務部門につきましては、給与改定等による人件費や扶助費、使用料及び賃借料、負担金補助及び交付金の増によりまして構成市町村の全てが増額となっております。

衛生部門については、施設整備計画に基づく事業費や光熱水費の減などにより、構成市町村の全てが減額となっております。

消防部門については、常備消防費は給与改定等による人件費の増や扶助費の増などによりまして、構成市町村は全て増額となっております。消防施設費は、いわて消防指令センター総合整備事業負担金や防災行政情報通信ネットワーク工事整備事業負担金などの増によりまして、構成市町村の全てが増額となっております。

続いて、負担金の内容について説明させていただきますので、戻っていただいて5 ページのほうをお開きいただきたいと思います。

5 ページは、令和7 年度項目別市町村負担金内訳表となっておりますので、この表の合計欄及び負担割合の欄をご覧くださいと思います。

市町村ごとの負担金の額につきまして、宮古市は22億4,678万3,000円で、負担割合は56.08%でございます。山田町は7 億6,230万6,000円で、負担割合は19.03%でございます。岩泉町は6 億7,748万5,000円で、負担割合は16.91%、田野畑村は3 億1,985万6,000円で、負担割合は7.98%となっております。

以上が負担金の概要で、また、6 ページ、7 ページのほうに戻っていただきまして、歳入の概要について説明を続けさせていただきます。

2 款使用料及び手数料についてですが、こちらのほうは行政財産使用料の総務使用料のほか、ごみ及びし尿処理手数料の衛生手数料、危険物取扱許可手数料の消防手数料4,059万2,000円を計上するもので、前年度比で37万7,000円の減額となっております。減額の主な理由は、ごみ及びし尿搬入見込量の減によるものでございます。

それから、3 款国庫支出金は473万4,000円を計上するもので、前年度比較で212万5,000円の減額となっております。主な理由は、第2 最終処分場建設に係る補助金の減となっております。

4 款県支出金は、消防費県負担金871万6,000円を計上するもので、前年度比較で54万4,000円の増額は、岩手県防災航空隊へ派遣いたします職員の人件費の増によるものでございます。

5 款財産収入は、前年度と同額の36万1,000円を計上するもので、1 目財産貸付収入36万円は、宮古地区交通安全協会に対する土地貸付料でございます。

6 款繰越金は整理科目でございます。

7 款諸収入は、組合預金利子及び雑入3,816万8,000円を計上するもので、前年度比較で350万6,000円の増額でございます。主な理由は、2 目雑入の資源物搬入見込量による売払い見込額の増によるものでございます。

次に、債務負担行為の計上についてご説明させていただきますので、また、戻っていただきまして3 ページのほうをお開きいただきたいと思います。

まず、1 の債務負担行為を求める理由でございますが、1 つは令和 8 年度から令和 10 年度までの 3 年間にかけて実施します一般廃棄物第 2 最終処分場建設の実施及び施工管理業務の委託に当たりまして、業者を令和 7 年度中に選定を行うため債務負担行為を計上するものでございます。

もう一つは、令和 9 年度から 5 年間のし尿中継槽の運搬業務委託を実施するにあたりまして、委託業者選定の手続を 7 年度中に行い、車両の準備期間を設けることから債務負担行為を計上するものでございます。

2 の支出額または支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書でございますが、一般廃棄物第 2 最終処分場建設工事の施工管理業務委託につきましては、限度額を9,000万円、当該年度以降の支出予定額を令和 8 年度から令和 10 年度に9,000万円、財源は370万5,000円を国庫支出金とし、残り8,629万5,000円を一般財源とするものでございます。第 2 最終処分場の建設工事につきましては、限度額を29億6,450万円とし、当該年度以降の支出予定額を 8 年度から 10 年度に29億6,450万円、財源は 7 億4,112 万3,000円を国庫支出金とし、残り22億2,337万7,000円を一般財源とするものでございます。

し尿中継貯留槽運搬業務委託につきましては、限度額を5,112万4,000円、当該年度以降の支出予定額を令和 9 年度に5,112万4,000円、財源を全額一般財源とするものでございます。

以上が令和 7 年度当初予算の概要の説明でございます。よろしく願いいたします。

○議長（木村 誠君） ただいま事務局より説明がありました。これについて何かご質問ございませんか。

田中尚議員。

○2 番（田中 尚君） ご説明をいただきました予算説明資料の 8 ページから 9 ページ、7 年度宮古地区広域行政組合当初予算（歳出）の概要の中にございます 3 款衛生費、2 項清掃費の中の目で見ますとごみ焼却施設、さらにはし尿処理施設、ここで特徴的なことは、光熱水費が非常に前年度に比べてマイナス予算で計上されているということで、昨今の光熱水費の高値の状況を考えますと本当かなという思いがあるのですが、この減額が生じている理由を分かるようにご説明お願いしたいと思います。

○議長（木村 誠君） 田中施設課長。

○施設課長（田中 晋君） 光熱費につきましては、今年度の予算算定に当たりまして、東北電力さんのほうは事前に来年度の見込額というのを示してその金額で予算を組んでおりました。

ただ、実際に4月に入って、電力さんは経産省のほうと協議をして最終的な単価を決めたようですが、その中の燃料調整費、この部分が13円ほどマイナスということで、この分が今回予算のほうに反映されて減額になっている状況でございます。

○議長（木村 誠君） 田中尚議員。

○2番（田中 尚君） 大変すばらしいなと思って聞いておりますが、今、同じような意味で東北電力さんが各家庭に対して契約を前提にお安くなりますよというセールスを一生懸命やっておりますが、今の説明を伺いますと、これは自治体、あるいは行政組合のときとか電力さんのほうが安易にこの契約を確保するために、営業戦略としてそういう価格を提示しているというのが背景なのかなと思って、勝手に想像するのですが、その辺はどのように受け止めているのでしょうか。

○議長（木村 誠君） 田中施設課長。

○施設課長（田中 晋君） ご指摘があった組合の施設、こちらのほうは高圧受電の施設でありまして、一般家庭は低圧受電ですので、その部分で単価のほうが違ってきます。

○議長（木村 誠君） 田中尚議員。

○2番（田中 尚君） よく分かりました。

それと、もう一つは、今回、最終処分場の説明をいただきました。

これは私が所属しております宮古市議会の中での一つの議員間の議論だったのですが、最終的に、これはジビエ議会があつて3月議会を振り返って大荒れだったのですけれども、大変鳥獣の捕獲によりますいわゆるシカという動物がいますと、これの言わば処理がかなり増えているということが話題になっております。それに対してどうなるかということになりますと、だから、こういうふうにしなくて有効活用を図ろうということで、ジビエの工場をつくるべきだという話、今から出るのは宮古市の話なのですけれども、そこで行政組合が取り扱っておりますこの鳥獣被害の捕獲に伴いますこの処理頭数、つまり埋立頭数はどういうふうな実態になっているのでしょうか。

○議長（木村 誠君） 田中施設課長。

○施設課長（田中 晋君） 今年度の分はまだ出ていないのですけれども、昨年度は4,500頭ぐらいを埋却処理、その前の年は2,800頭ぐらいだったと思うのですけれども、年々増えている状況です。ただ、一方で排水管を利用して減量化するのも各市町村のほうでは予算を取ってやるような予定もあつて、あとは駆除のほうも結構駆除していますので、今後の動向を見ながら、組合としては最終的には焼却まで持って行きたいなというふうに考えています。その方策について検討しているところでございます。

○議長（木村 誠君） 田中尚議員。

○2番（田中 尚君） 最後になりますが、私どもにいただいておりますこの一般廃棄物の第2最終処分場施設整備計画、基本計画でありますけれども、これの考え方なのですが、今のシカの問題も含めて、人口が減っていく中で最終処分場、これは相対的に考え

ると減らざるを得ないんですよね。減らざるを得ないんです。住民が減っていくということはそういうことになるわけでありますので、そういう中でも鳥獣の捕獲に伴うごみとは言いませんがいずれそういうふうな形での行政組合での受入れ費用も生じているということがありました。

そこで伺いたいことは、今、既に最終処分場、埋立地を終わっているわけでありませけれども、次の利用を考えたときに、宮古地区の場合には再生可能エネルギーの施設を整備して動いていく方向は示されておりまして、私たちが昨年はそのような問題意識で先進地を視察させていただいたという経緯がございますが、最終的には、既に埋立が完了しております第1最終処分場、これが具体的に利用できる時期はいつ頃になるのか、最後に伺いたいと思います。

○議長（木村 誠君） 田中施設課長。

○施設課長（田中 晋君） 今、使っている最終処分場は令和10年度頃に埋立てが完了する予定です。

その跡地利用については、令和9年度、10年度にかけて施設整備の基本構想の中で検討する予定です。

それを受けて、業者選定の委託、アドバイザーの業務を早ければ11年度ぐらいをめどに発注をして、それから業者を選定して、早ければ12年度ぐらいには完成、早ければそういう可能性がある。

ただ、いずれにしても9年、10年の中でメリット、デメリット、あとは、処分場ですので、普通の用地のように深く掘ったりというのはできないところもありますので、そういうところも検討して結論を出したいというふうに考えております。

○2番（田中 尚君） 取りあえず終わります。

○議長（木村 誠君） そのほかございませんか。

長門孝則議員。

○9番（長門孝則君） この予算に関する説明資料でお聞きしてもよろしいですかね。

この予算に関する説明資料の3ページ。この3ページで確認の意味で二、三ちょっとお聞きしたいとそういうふうに思います。

3ページの事務的経費の人員費なのですが、前年度比で3.9%増えているということなのですが、金額では7,100万円ほど人員費が増になっていると。

職員の数が増えたわけではないと思いますので、人事勧告によるベースアップ分を見込んでいるというふうに理解してよろしいでしょうか。その点ちょっとお聞きします。

○議長（木村 誠君） 川原総務課長。

○総務課長（川原栄司君） 議員のご指摘のとおり、昨年12月にありました岩手県人事院勧告に基づきまして、給料表の改訂ですとかあるいは期末勤勉手当の増額改訂をしておりますので、その影響でこのような増額というふうになっております。

○議長（木村 誠君） 長門孝則議員。

○9番（長門孝則君） ありがとうございます。

それから、その下の扶助費なのですが、伸び率が39.3%伸びている。私、ちょっとこの扶助費というのはどういう内容なのかなと思ったものですからお聞きしますけれども、

今の資料を見ますと、児童手当これを含んでいるというふうに書いてありますけれども、私は何で児童手当をこの扶助費の中に含んでいるのかなとそういう一つ疑問を持ったのです。宮古市の一般会計とか宮古市の企業会計、水道とか下水道、これは全部人件費に含んでいるというふうに私は思っているのです。職員手当の児童手当はもう人件費に入れているというふうに私は思っているのですが、広域の行政組合の場合、何で扶助費に入っているのかなとそういう疑問を持ったものですから、お聞きします。

○議長（木村 誠君） 田中施設課長。

○施設課長（田中 晋君） 会計のくくりについては、企業会計と一般会計で違って、今回の組合のほうは、決算統計の分け方に合わせて振り分けている格好になります。

○9番（長門孝則君） もうちょっと大きい声で。

○施設課長（田中 晋君） 決算統計の項目別に振り分けております。

決算統計では、児童手当は扶助費に含まれますので、扶助費のほうに計上している格好になります。

○議長（木村 誠君） 長門孝則議員。

○9番（長門孝則君） 扶助費というのは、例えば生活扶助、そういったものを扶助費と普通は言うのですけれども、児童手当は職員手当ですので、やっぱり人件費のほうに入れたほうがいいのではないかなと。

今、言ったように宮古市の一般会計でも人件費の中に含んでいますんで。これは検討して見ていただきたいとそういうふうに思います。

それから、その下の公債費、これは確認なのですけれども、令和7年度で起債の元利償還は終わるということでよろしいのですかね。

○議長（木村 誠君） 川原総務課長。

○総務課長（川原栄司君） 令和7年度の起債償還につきましては、2事業といいますか2件分ございます。1つが、崎山地区のごみ焼却施設の解体に係る起債と、その後にリサイクル施設をつくった分の建設費の起債償還でございます。

起債は令和8年度まで続きますので、令和7年度にはごみ焼却分の起債の分が終わります、令和7年度。残る200万ちょっとなのですけれども、リサイクル施設分が令和8年度で支払いになりまして、令和8年度で全て完済というふうになります。

○議長（木村 誠君） 長門孝則議員。

○9番（長門孝則君） 分かりました。ありがとうございました。

最後になりますけれども、同じ3ページの最後のほうですけれども、その他の経費の補助費等、伸び率は133.6%、これは消防の指令センターの負担金、ほとんどそうだと思いますけれども、センターの負担金、今まで多分2、3年負担しているように記憶しているのですが、相当の高額になっていると思いますけれども、今までの負担金、今年度分も含め全体でどのぐらいになるのかなと。ちょっと参考までにお聞きします。

○議長（木村 誠君） 内田指令課長。

○指令課長（内田信也君） お答えいたします。

この整理事業に関しては、令和6年度、7年度、8年度の3か年でいきますけれども、実施設計業務、こちらが令和4年からスタートしております。

令和4年、5年の実施設計の業務委託費で、この金額が495万7,637円、これが令和5年度までの金額ということになっております。

6年度は、この7月11日に契約が終わりまして、6年度の支払いが2億8,297万108円という、今まで支払ったところまででいうとこの金額になるのですがけれども、今後は令和7年度に7億8,495万1,622円支払う予定です。また令和8年度には1億8,141万3,453円を負担する予定になっております。

現在のところでかかった金額というところは、こういうところです。

○議長（木村 誠君） 長門孝則議員。

○9番（長門孝則君） このセンター、令和8年の運用開始でしたか。

相当の額の負担をしておりますので、ぜひ適正に運用がなされるようにしていただきたいとそういうふうに思います。

そういうことで以上で終わります。

○議長（木村 誠君） そのほかございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木村 誠君） これについてはよろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

◎令和6年度宮古地区広域行政組合一般会計補正予算（第2号）

○議長（木村 誠君） 次に、令和6年度宮古地区広域行政組合一般会計補正予算（第2号）について事務局の説明を求めます。

川原総務課長。

○総務課長（川原栄司君） それでは、令和6年度宮古地区広域行政組合一般会計補正予算（第2号）の概要について説明させていただきます。

すみませんが、座って説明させていただきます。

資料についてはナンバー2のほうになりますので、ナンバー2をご準備いただきまして、まず、1ページ、2ページの総括表をご覧くださいと思います。

このたびの補正予算につきましては、実績見込みによる補正が主なものとなっております。

補正予算の総額は、補正額合計欄にありますとおり3,056万1,000円を減額するものとなっております。

補正後の歳入歳出予算の総額を37億9,260万4,000円とするものでございます。

財源におきましては、歳出の補正額の財源内訳に記載してありますとおり、特定財源は国庫支出金を15万9,000円の減額、一般財源は分担金、負担金を5,050万9,000円減額し、使用料、手数料及び諸収入を297万7,000円増額するものでございます。

まず、歳出の概要から説明させていただきますので、5ページ、6ページをお開きいただきたいと思います。

まず、1款議会費、1項議会費、1目議会費の補正については、旅費及び委託料を実績見込みにより合わせて55万8,000円減額するものとなっております。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費は、補正額はゼロ円でございますが、

実績見込みによりまして委託料を112万6,000円、使用料及び賃借料22万円の減額、それから負担金補助及び交付金134万6,000円の増額で、合計で相殺されてゼロ円の補正となるものでございます。

次に、3款衛生費、2項清掃費、2目ごみ焼却費から6目リサイクル施設費までの補正については、実績見込みによりそれぞれ減額あるいは増額するものでございます。

まず、2目のごみ焼却施設費は、事業費500万円、委託料202万3,000円、工事請負費を168万4,000円、公課費2万8,000円、合計で873万5,000円を減額するものでございます。

3目埋立処分地施設費は、委託料417万8,000円、使用料及び賃借料8万7,000円、備品購入費24万8,000円、合計で451万3,000円を減額するものでございます。

4目し尿処理施設費につきましては、事業費500万円、委託料272万8,000円、使用料賃借料3,000円、工事請負費141万2,000円、合計で914万3,000円を減額するものでございます。

5目の汚泥混焼施設費については、需用費を60万円、役務費を1,000円、委託料を9,000円、合計で61万円を減額するものでございます。

6目リサイクル施設費は、報償費1万7,000円、役務費25万1,000円、委託料127万1,000円、工事請負費176万1,000円を減額し、負担金補助および交付金を39万8,000円増額、合計で290万2,000円を減額するものでございます。

続いて、4款消防費、1項消防費、1目常備消防費の補正は、委託料154万3,000円、負担金補助及び交付金30万9,000円、合計で185万2,000円を実績見込みにより減額するものでございます。

2目の消防施設費は、委託料13万9,000円、工事請負費210万9,000円、合計で224万8,000円を実績見込みにより減額するものでございます。

続きまして、歳入の概要について説明させていただきますので、3ページ、4ページのほうお聞きいただきたいと思っております。

まず、1款分担金及び負担金、1項負担金、1目組合負担金につきましては5,050万9,000円を減額するものでございます。内訳は、総務分が65万4,000円の減額、衛生分が4,575万5,000円の減額、消防分が410万円の減額でございます。

2款使用料及び手数料、2項手数料、1目衛生手数料は、処理場許可手数料とごみ処理手数料の実績見込みによりまして297万7,000円を増額するものでございます。

3款国庫支出金、1項国庫補助金、1目衛生費国庫補助金は、放射性セシウム濃度分析業務委託、こちらの実績見込みによりまして15万9,000円を減額するものでございます。

7款諸収入、2項雑入、1目雑入は、東京電力の賠償金の確定及び資源物売却の実績見込みによりまして1,713万円を増額するものでございます。

次に、市町村負担金の補正について、その内容を説明いたしますので、7ページ、8ページのほうをご覧くださいと思います。

7ページ、8ページ、市町村負担金総括表ですけれども、こちらの右側の合計欄をご覧くださいと思います。

宮古市の負担金は3,463万1,000円を減額しまして20億3,680万5,000円、山田町の負担金は797万2,000円を減額しまして6億4,881万8,000円、岩泉町の負担金は524万9,000円を減額しまして6億3,700万9,000円、田野畑村の負担金は265万7,000円を減額しまして2億5,954万8,000円とするものでございます。

以上が補正予算（第2号）の概要でございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（木村 誠君） ただいま事務局より説明がありました。これについて何かご質問ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木村 誠君） これについてはよろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

◎刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について

○議長（木村 誠君） 次に、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について、事務局の説明を求めます。

川原総務課長。

○総務課長（川原栄司君） 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の一部改正について、資料ナンバー3のほうで説明させていただきますので、資料ナンバー3をご覧いただきたいと思ひます。

まず、1ページをお開き願ひます。

まず、1の改正要旨でございますが、刑法等の一部を改正する法律等の制定に伴ひまして、懲役及び禁錮は廃止され拘禁刑が創設されることから、懲役及び禁錮の規定を拘禁刑に改めるものであります。

2の改正する条例でございますが、1つ目として、宮古地区広域行政組合一般職の職員の給与に関する条例。2番目として、同じく行政不服審査法施行条例、3つ目として同じく個人情報の保護に関する法律施行条例、4つ目として、同じく情報公開、個人情報保護審査会条例、5つ目として、同じく議会の個人情報の保護に関する条例、以上の5つの条例でございます。

3の改正内容でございますが、本則については、各条例に禁固又は懲役とあるものを拘禁刑に改めるものでございます。

附則につきましては、（1）から（5）のとおり、施行日や経過措置等を定めるものでございます。

以上が、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の一部改正についての概要でございます。

以上でございます。

○議長（木村 誠君） ただいま事務局より説明がありました。これについて何かご質問ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木村 誠君） これについてはよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

◎宮古地区広域行政組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正について

○議長（木村 誠君） 次に、宮古地区広域行政組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正について、事務局の説明を求めます。

川原総務課長。

○総務課長（川原栄司君） それでは、宮古地区広域行政組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正について、資料ナンバー４で説明させていただきます。

資料ナンバー４の１ページのほうをお開きいただきたいと思います。

まず、１の改正要旨でございますが、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に準じまして、職員の仕事と生活の両立支援の拡充を図るため、所要の改正を行うものでございます。

２番の改正内容でございますが、第７条の３、深夜勤務及び時間外勤務の制限の対象となる職員の範囲を拡充するもので、対象となる子の年齢を３歳に満たない子のある職員から小学校就学の始期に達するまでの子のある職員に改正、拡充し、第１４条の３、第１４条の４で仕事と介護の両立支援制度を利用しやすい勤務環境の整備のため、意向確認や情報提供、職場環境の整備の介護両立支援制度について、規定を追加するものでございます。

３の附則でございますが、この条例の施行日を令和７年４月１日とするほか、経過措置等を定めるものでございます。

以上が宮古地区広域行政組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正についての概要でございます。よろしくお願ひします。

○議長（木村 誠君） ただいま事務局より説明がありました。これについて何かご質問ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（木村 誠君） これについてはよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

◎宮古地区広域行政組合職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

○議長（木村 誠君） 次に、宮古地区広域行政組合職員の育児休業等に関する条例の一部改正について事務局の説明を求めます。

川原総務課長。

○総務課長（川原栄司君） では、宮古地区広域行政組合職員の育児休業等に関する条例の一部改正について、こちらは資料ナンバー５で説明させていただきます。

資料ナンバー５の１ページのほうをお開き願ひします。

１の改正要旨でございますが、育児休業、介護休業等、育児または家庭介護を行う労働者に労働者の福祉に関する法律の一部改正に準じまして、所要の改正を行うものでございます。

2の改正内容でございますが、第18条の3項について、改正前の育児休業、介護休業等、育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第61条第32項が削除され、改正後は第61条の2第20項にその内容が規定されることから、下記の改正前、改正後の下線部のとおり改正するものでございます。

3の附則でございますが、この条例の施行日を令和7年4月1日とするものでございます。

以上が宮古地区広域行政組合職員の育児休業等に関する条例の一部改正についての概要でございます。よろしく申し上げます。

○議長（木村 誠君） ただいま事務局より説明がありました。これについて何かご質問ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木村 誠君） これについてはよろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

◎その他

○議長（木村 誠君） 次に、その他でございますが、議員、事務局から何かございませんか。

関口書記。

○書記（関口憲史君） それでは、私のほうからその他ということで、議員の皆様方に説明いたします。

令和7年度の議員行政視察についてでございます。

令和5年度、6年度と2年続けて議員行政視察のほうを行ってまいりました。

令和5年度は衛生関係施設ということで、2つの施設、埼玉県のほうで見ております。昨年度につきましては、衛生関係1施設、消防関係1施設、合計2施設を神奈川県の方で視察をしてきております。

来年度の議員行政視察につきましては、5月もしくは6月ぐらいに議員全員協議会を予定してございますので、その場におきまして行政視察の候補地の選定を行いたいと考えてございます。

議員皆様におかれましては、これまでの視察の内容を受けまして、今後の視察のテーマ及び候補地について検討しておくようお願いしたいと思いますので、よろしく申し上げます。

私からは以上でございます。

○議長（木村 誠君） ほかに何かございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◎閉 会

○議長（木村 誠君） ないようですので、以上をもちまして、議員全員協議会を終了いたします。

ご苦労さまでした。

午後 2時22分閉会
